

市立ひらかた子ども発達支援センター

虐待防止のための対応指針

(目的)

1. この指針は、市立ひらかた子ども発達支援センター（以下「センター」という）が実施する福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象とする虐待)

2. この指針において、「虐待」とは、センター職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為を言い、センター職員はいずれの行為も行ってはならない。
 - (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
 - (2) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
 - (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - (4) 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。
 - (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(虐待の通報及び発見)

3. 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、本指針に基づき、対応しなければならない。また、センター職員は、虐待を発見した際は、後述する虐待防止担当者に通報しなければならない。

(虐待防止対応責任者の設置及び職務)

4. 本指針による虐待防止の責任主体を明確にするため、センターに虐待防止対応責任者を設置することとし、虐待防止対応責任者は、センター所長があたるものとする。

虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止のための虐待者及び被虐待者等との話し合い
- (2) 虐待原因の改善状況の被虐待者（保護者も含む）への報告

(3) 支給決定区市町村への報告

(虐待防止担当者の設置及び職務)

5. センターの利用者が虐待通報を行いやすくするため、虐待防止担当者を設置することとし、虐待防止担当者は、虐待防止対応責任者が部門ごとに任命するものとする。

虐待防止担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、通報者の意向の確認及び事実関係の調査と記録
- (4) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (5) 虐待内容の確認及び虐待防止対応責任者への報告
- (6) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告

(虐待通報の受付)

6. 虐待の通報は、次のとおりとする。
- (1) 別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。
 - (2) 虐待防止担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、虐待の内容及び虐待通報者の要望を、別に定める「虐待通報の受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。
 - (3) センター職員は、虐待防止担当者の不在時等に(1)に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止担当者に代わって通報を受け付けることができる。
 - (4) 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止担当者に(1)に定める様式によりその内容を連絡しなければならない。

(虐待の報告・確認)

7. 虐待防止担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者に報告する。利用者への虐待が認められた場合、虐待防止対応責任者は、支給決定をした区市町村窓口へ通報する。

(緊急やむを得ない場合の身体拘束)

8. 2(1)による利用者の身体を拘束する正当な理由とは、以下の要件をすべて満たすことを言う。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ別に定める「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」により、利用者本人もしくはは

保護者へ説明・同意を得たうえでを行い、その応対及び時間、その際の障害児の心身の状況並びにその理由を、別に定める「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」により記録しなければならない。

- (1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(虐待防止のための職員等研修)

9. 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的なセンター職員の研修を行わなければならない。また、研修は障害者に携わる職員以外の従業員等に対しても行うものとし、虐待防止対応責任者は、虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(虐待防止委員会の設置)

10. 虐待防止対応責任者は、施設内における虐待防止を図るため、別に定める「市立ひらかた子ども発達支援センター虐待防止員会設置要領」に基づく虐待防止委員会を設置しなければならない。

(虐待防止対応の周知)

11. 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書またはホームページの掲載等により、本指針に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

令和4年4月1日制定